

電力先物取引の基準値段及びSCB・DCB

TOCOMでは、過度な価格変動の防止や誤発注による約定を防止するため、サーキットブレーカー（SCB）及び即時約定可能値幅（DCB）を導入しています。

【サーキットブレーカー（SCB）】

サーキットブレーカーは実質的な値幅制限であり、基準値段を中心に上限と下限の幅が設定されます。

基準値段には前日の帳入値段が設定されますが、新たに取引を開始し前日の帳入値段がない限月については、取引所が定めた値が基準値段となります。

電力先物取引における開始当初のサーキットブレーカー幅は、基準値段から上下に4.00円となります。

【即時約定可能値幅（DCB）】

直近の約定値段から一定の値幅を超えて売りと買いの注文が対当した場合には、当該限月の取引を一時中断（30秒間）する制度を導入しています。この一定の値幅のことを即時約定可能値幅（DCB）といいます。

取引を一時中断してから30秒間経過後に、対当する注文がDCBの範囲内にある場合は板合せにより取引を再開します。

また、取引の一時中断から30秒間経過後に、対当する注文がDCBの範囲外にある場合は、さらに30秒間の中断を継続し、DCBの基準となる値段を移動し、対当する値段がDCBの幅内になった後に板合せにより取引を再開します。

電力先物取引における即時約定可能値幅（DCB）は直近の約定値段（直近の約定値段がない場合は、基準値段）から上下1.00円の値となります。

取引開始当初における電力先物のサーキットブレーカー幅（SCB）と即時約定可能値幅（DCB）は以下の通り;

SCB:基準値段から上下4.00円

DCB:直近の約定値段（直近の約定値段がない場合は、基準値段）から上下1.00円

基準値段及びSCB・DCBの例

【例：基準値段が10.00円で、直近約定値段が10.05円の場合のSCBとDCB】

一日の取引開始時における基準値段が10.00円の場合、その日の取引はSCB幅となる6.00～14.00円の間で行われます。またDCBは、直近約定値段の上下1.00円の幅で設定され、価格の変動とともにサーキットブレーカー幅の範囲内で上下します。

